

鹿屋市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定の制度を定める規則（平成26年鹿屋市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、第2条第1号中「定年」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿屋市条例第21号）による改正前の鹿屋市職員の定年等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第36号）第3条に規定する定年」と、「20年」とあるのは「15年」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。